

失 効 F

(矯正施設入所等「やむを得ない理由」により運転免許を失効し、失効後6か月以内申請する場合)

受付時間・場所

- 福島運転免許センター
月曜日～金曜日(祝日を除いた平日のみ) 午後1時～午後1時30分
※ 申請書の記載等行いますので午後1時30分までに来庁してください。
- 郡山運転免許センター
月曜日～金曜日(祝日を除いた平日のみ) 午後1時～午後1時30分
※ 申請書の記載等行いますので午後1時30分までに来庁してください。
- 70歳以上で高齢者講習を受講した方は、住所地の警察署及び分庁舎(福島・福島北・郡山・郡山北署を除く)でも手続き可能
月曜日～金曜日(祝日を除いた平日のみ)
午前9時00分から午後0時、午後1時から午後4時まで

申請に必要な書類等

- 失効した運転免許証
運転免許証を紛失している場合は、身分が確認できる書類(健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等) ※マイナ免許証を所持又は希望される方はマイナンバーカード
- 福島県内住所で本籍の記載された発行後6か月以内の住民票(市町村長の証明印のあるもの。複数綴りの場合は、綴り全部)。
※ 広域交付住民票は、本籍地の記載がないので受付できません。
- 外国籍の方で、中長期在留者は在留カード、特別永住者は特別永住者証明書
- やむを得ない理由を証明する書類(在所証明書等)
- 写真1枚(無帽・無背景、正面、上三分身、縦3×横2.4cm～免許証用サイズ)
- 高齢者講習終了証明書等(70歳以上の方)
- 視力や聴力に不安のある方は、眼鏡又はコンタクトレンズ、補聴器

手数料

- 申請手数料
 - ・ 申請1種目ごと ～ 1,950円
- 交付手数料 ～

運転免許証	2,350円
マイナ免許証	1,550円
両方を所持	2,450円

 } 1種目追加毎に200円追加されます。
- 講習手数料
 - ・ 優良運転者講習 ～ 500円
 - ・ 一般運転者講習 ～ 800円
 - ・ 初回・違反者講習 ～ 1,400円

更新時の講習区分		失効手続きの際の講習区分	免許証有効年
優良講習	→	優良講習	5年
一般講習	→	一般講習	
違反講習	→	違反講習	3年
初回講習	→	初回講習	

注意事項

- 中型(8トン限定)、準中型(5トン限定)免許申請の際の適性試験は、普通免許と同じ視力です。
- 適性試験合格後に、講習の受講が必要となります。